

生活困窮者自立支援のあり方等に関する
論点整理のための検討会ワーキンググループ
第1回議事録

厚生労働省社会援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会

ワーキンググループ（第1回）

議事次第

令和3年11月22日（月）
14：00～16：30
オンライン開催

【議事】

1. 開会
2. 議事
 - （1）座長の選任
 - （2）新型コロナウイルス感染症流行下での生活困窮者自立支援について
 - （3）生活困窮者自立支援制度の施行状況について
 - （4）自立相談支援事業のあり方について
 - （5）本検討会での「議論の視点」について
3. 閉会

【配布資料】

- 資料1：生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会ワーキンググループ開催要綱
- 資料2：生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会ワーキンググループの位置づけについて
- 資料3：新型コロナウイルス感染症流行下での生活困窮者自立支援について
- 資料4：生活困窮者自立支援制度の施行状況について
- 資料5：自立相談支援事業のあり方について
- 資料6：本検討会での「議論の視点」について
- 資料7：第1回論点整理検討会における主な意見
- 資料8：構成員提出資料

【参考資料】

- 参考資料1：生活困窮者自立支援法の施行に関して聞かれる主な意見
- 参考資料2：生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理（平成29年3月17日）
- 参考資料3：令和3年度行政事業レビュー概要
- 参考資料4：緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期間の延長等について

2021-11-22 第1回生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会ワーキンググループ

○唐木室長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、第1回「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会ワーキンググループ」を開催いたします。

構成員の皆様方におかれましては、御多忙の折、御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、ワーキンググループの構成員をお引き受けいただきまして、御礼申し上げます。

本日は、座長の選任までの間、進行を務めさせていただきます、生活困窮者自立支援室長の唐木でございます。よろしく願いいたします。

それでは、本ワーキンググループの構成員を紹介させていただきます。本ワーキンググループにおいては、各事業の在り方検討班と横断的課題検討班の2つの検討班を設置しており、構成員の皆様にはどちらかの検討班に参画いただいております。構成員の御紹介に当たっては検討班ごとに五十音順で御紹介いたします。

まずは各事業の在り方検討班です。

NPO法人さいたまユースサポートネット代表、青砥恭様。

日本女子大学人間社会学部准教授、岩永理恵様。

大阪市立大学大学院生活科学研究科准教授、垣田裕介様。

茨城県保健福祉部福祉指導課主任、坂入純様。本日は御欠席です。

明治学院大学社会学部教授、新保美香様。

豊島区保健福祉部福祉総務課自立促進グループ課長補佐、鈴木寛之様。

NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば事務局長、鈴木由美様。

企業組合伊丹市雇用福祉事業団代表理事、高木哲次様。

一般社団法人パーソナルサポートセンター業務執行常務理事、NPO法人ワンファミリー仙台理事長、立岡学様。

生活クラブ生活協同組合・東京、府中市家計改善支援員、中森順子様。

神奈川県座間市福祉部生活援護課長、林星一様。

社会福祉法人愛生会常務理事、村木宏成様。

堺市社会福祉協議会地域福祉課課長補佐、守屋紀雄様。

続きまして、横断的課題検討班です。

市川市生活サポートセンターそら主任相談支援員、朝比奈ミカ様。

特定非営利活動法人コミュニティワーク研究実践センター理事長、穴澤義晴様。

京都府健康福祉部地域福祉推進課参事、尾崎園子様。

上智大学総合人間科学部准教授、鏑木奈津子様。

大阪市立大学大学院都市経営研究科准教授、五石敬路様。

認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス代表理事、谷口仁史様。

沖縄県労働者福祉基金協会沖縄県自立相談支援事業統括責任者、名嘉泰様。

長野県社会福祉協議会相談事業部主任企画員、中島将様。

日本福祉大学福祉経営学部教授、藤森克彦様。

社会福祉法人みなと寮、救護施設こうせいみなと施設長、前嶋弘様。

福井県坂井市福祉総務課生活保護SV主任、間海洋一郎様。

鳥取県北栄町福祉課生活支援室室長、松嶋まゆみ様。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

余語室長補佐。

青木室長補佐。

米沢室長補佐。

本多企画調整専門官。

進士保護事業室長。

田中職業安定局就労支援室室長補佐。

会場の報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。また、今回の検討会は、傍聴希望者向けにYouTubeでライブ配信をしております。本検討会では、これ以後の録音、録画は禁止させていただきますので、傍聴されている方はくれぐれも御注意ください。

それでは、本検討会の座長の選任に移らせていただきたいと思います。選任につきましては、構成員の互選ということになっております。立候補または推薦はございますでしょうか。

それでは、藤森構成員、お願いいたします。

○藤森構成員 藤森です。

私からは、新保構成員を座長に推薦いたしたく思います。新保構成員は、平成30年の生活困窮者自立支援法の改正に携わるとともに、人材養成研修においては中心的な役割を果たされておりました。制度の全体像から現場の取組まで幅広く御存じですので、適任だと考えております。

以上です。

○唐木室長 ただいま藤森構成員より新保構成員の推薦がありましたが、ほかになければ新保構成員にお願いできればと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

(拍手)

○唐木室長 ありがとうございます。

それでは、皆様の御賛同をいただきましたので、新保構成員に本検討会の座長をお願いしたいと存じます。なお、各事業の在り方検討班、横断的課題検討班の座長につきましては、各検討班の初回に選任の手続を行う予定です。

それでは、新保座長より一言御挨拶を頂戴したいと思います。

○新保座長 皆様、こんにちは。明治学院大学の新保です。このたびはワーキンググルー

プのメンバーとして生活困窮者自立支援に関する豊かな御経験と御見識をお持ちの皆様とこうして御一緒させていただけますことをとてもうれしく思っております。

ワーキンググループの検討班は2つに分かれています。検討内容は相互に関連し、重なり合っていると思います。ワーキングの議論の場は、生活困窮者自立支援をよりよくしていくためにとても重要な役割を担っています。2つのワーキングの構成員の皆様が1つのチームになって議論を進めていくことができますよう、座長を一生懸命務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○唐木室長 ありがとうございます。

それでは、以降の進行につきましては、新保座長にお願いしたいと思っております。

○新保座長 それでは、早速、議事に入りたいと思っております。

本日の議事は、「新型コロナウイルス感染症流行下での生活困窮者自立支援について」、「生活困窮者自立支援制度の施行状況について」、「自立相談支援事業のあり方について」、「本検討会での「議論の視点」について」です。

進め方といたしましては、まずは事務局からこの検討会の位置づけも含め、資料に沿って一括して御説明いただき、その後に質疑及び意見交換の時間を設けたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から御説明いただきたいと思っております。

○本多専門官 厚生労働省生活困窮者自立支援室の本多と申します。それでは、お手元の資料に基づきまして御説明させていただきます。画面共有で進めさせていただきます。

まず、資料1でございます。「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会ワーキンググループ」の開催要綱をつけさせていただいております。

本検討会の趣旨といたしましては、1番になりますけれども、10月25日に初回を開催いたしました「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」の下に、より詳細な議論を行う場として本ワーキンググループを開催させていただきます。

検討事項といたしましては、生活困窮者自立支援法の施行上の課題を中心に、①にありますとおり、平成30年改正の事項を中心に各取組の施行状況などを把握・分析した上で、さらなる支援の強化に向けた対応を検討するというのが1点目。2点目といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響を把握・分析し、支援対象者像の変化や支援ニーズの変化など新たな課題への対応を検討するという主に2点を中心に進めさせていただければと思っております。

4番の検討会の運営の(5)になりますけれども、ワーキンググループは非常に広範なテーマを扱うこととなっておりますので、各事業の在り方検討班と横断的課題検討班の2つのグループに分けて検討を進めさせていただきたいと思っております。

また、先ほど御紹介させていただいたとおりになりますが、各構成員の名簿をつけさせていただいております。

資料2は、今回の検討会やワーキンググループを開催することになった経緯の資料とし

てつけております。

1 ページから 9 ページまでは前回改正法以降の動きということで、こちらは割愛させていただきます。

10 ページは今回の検討の全体のスケジュールということでつけております。まず、直接的な契機といたしましては、見直し規定というところですがけれども、前回、平成30年の生活困窮者自立支援法と生活保護法の改正の附則におきまして、施行後5年を目途として、施行状況について検討を加え、結果に基づき所要の措置を講ずるとされておりまして、施行後5年というのが令和5年になりますけれども、令和4年5月以降、社会保障審議会の生活困窮者自立支援及び生活保護部会において制度改正についての本格的な議論をスタートしていくことを予定しております。

社会保障審議会の検討の前段階といたしまして、30年改正のときも同様だったのですがけれども、論点整理検討会を開催させていただき、制度見直しに当たってどういった論点が考えられるのか、整理いただくことを予定しております。

右側になりますけれども、生活保護についても、国と地方の実務者協議という場を設けまして、こちらも年度内目途に検討を進めていくことを予定しています。それぞれ困窮の検討会と保護の実務者協議の取りまとめを受ける形で来年5月以降、社会保障審議会の部会での議論につなげていきたいと考えております。

11 ページは今回の困窮の検討会とワーキンググループの全体の進め方の現状のスケジュール案ということになっております。今回の会議については、この緑色の合同ワーキングの初回という位置づけになっております。

12 ページは10月25日に初回を開催しております論点整理検討会の親会の構成員名簿をつけさせていただいております。

資料3及び資料4につきましては、今回、検討に当たって生活困窮者自立支援制度の直近の施行状況ということでつけておりまして、位置づけだけ御説明をさせていただくと、まず、資料3については、新型コロナの影響の前後において困窮の窓口にいらっしゃる方にどのような変化があったかですとか、あとはコロナの対応を通じた自治体の対応ということでまとめさせていただいております。

資料4につきましては、新型コロナに限ったものではなくて、これまでの各法定事業の利用の状況や、平成30年の改正時に盛り込んだ項目について、それ以降の対応ということでまとめている資料になっております。少し内容が大部になりまして、かつ10月25日にこちらから提出している資料と内容は同じものになっておりますので、重要なものについては資料5の中で説明させていただければと思います。

資料5の説明をする前に、資料6と資料7の位置づけについて御説明させていただきます。

まず資料6として、本検討会での「議論の視点」というものをつけております。こちらについては、今回、新たな試みとして論点整理検討会の親会の下にワーキンググループを

設けるといふ2部構成で進めていくことになりましたので、検討会と、ワーキンググループで議論の視点に大きな齟齬が出ないように、初回の10月の論点整理検討会の中で、ワーキンググループの各検討班においてこういったテーマを中心に議論いただきたいということを出させていただいているものになっております。

1 ページ目、各事業の在り方検討班で中心的に議論いただくテーマとしては、資料3や4でつけているようなこれまでの困窮制度の実施の状況を踏まえた各法定事業の在り方が論点になるかなということをつけております。

2 ページ目ですけれども、横断的課題検討班のほうで主に議論いただくテーマとして、例えば地域共生社会との関係や、孤独・孤立対策、支援者支援、人材育成といった点を挙げさせていただいております。

続いて、資料7の位置づけを説明させていただきます。資料7については、10月25日に初回開催いたしました論点整理検討会において各構成員の皆様からいただいた御意見をまとめているものになっております。コロナ対応や、自立相談支援制度全体、また居住、就労といった事業ごとにこういった御意見がありますということで事務局のほうで集約しているものになります。後ほど御説明させていただきますけれども、今回中心的な議題であります自立相談支援事業に関するものとしては、例えば上から2つ目のところで相談者が急増し、相談者像が変化する中で困窮者を伴走的に支援していくという本来の役割が果たせるようにする必要があるのではないかとということですか、4ポツ目、5ポツ目になりますけれども、窓口につながっていない支援が必要な方を把握するためには、支援者目線だけではなく、当事者目線や日常の関係性の中で支援につなげていくという議論をしなければいけないのではないかと。あとはフードバンクの活動についてヒアリングを行うべきではないかといった御意見。下から3つ目になりますけれども、コロナ禍で顕在化した困窮した外国人への対応といったようなことが自立相談支援事業、入口のところの論点として指摘されているところでございます。

その上で、今回中心的な資料になりますけれども、資料5に戻らせていただきます。「自立相談支援事業のあり方について」という資料です。先ほど各法定事業については基本的には各事業の在り方検討班のほうで御議論いただくということですが、自立相談支援事業については法定事業の一つでありながら、一方で困窮制度全体の入口という側面がありますので、各事業の在り方検討班だけではなくて、この初回の合同ワーキンググループの議題として挙げさせていただいております。

1 ページ目ですけれども、先ほど資料6、7で御説明させていただきました議論の視点と主な御意見のうち、今回のテーマに関するものを集約しております。

2 ページ目以降、一部、資料3とも重複するのですが、新型コロナウイルス前後での自立相談支援機関の相談者像・支援ニーズの変化をまとめている資料になっております。

3 ページですけれども、コロナを通して9割以上の自治体が相談件数が増加したと答えており、特に非正規労働者の方ですとか個人事業主が増えたと感じているところが8割以

上、また、高齢の困窮者や若年層、外国人の方からの相談が増えたというところが6割以上となっております。

また、プランを作成して支援することになった方のうち、プラン作成に至るまでの相談歴を見ますと、コロナ前後で特に就労関係機関、生活金銭支援関係機関といったところが増加しております。具体的には、社会福祉協議会、家計改善支援機関、食糧支援関係団体、外国人支援団体といったところに相談歴がある方がプラン作成につながっているという状況となっております。

こちらは自治体のアンケートですけれども、コロナにおいて顕在化した支援ニーズといたしましては、緊急時の食糧供給、ハローワークとの連携による就労支援、債務を含む家計に関する相談が顕在化したと答えられております。

顕在化した支援ニーズへの対応といたしましては、食料提供や、衣料品など食料品以外の物資の提供、独自の資金貸付・給付としては、社会福祉協議会と連携しながら対応しているという割合が高くなっております。食料提供については、NPO法人との連携も比較的多く見られる状況となっております。

2番になりますけれども、コロナ前後で自立相談支援機関が関係機関とどのように連携を強化したかという資料となっております。

8ページが行政機関との連携強化の状況となっておりますけれども、従前からかなり連携が進んでいるところですが、生活保護や福祉事務所、ハローワークの部門についてはさらに連携が強化されている状況となっております。一方で、多様化するニーズや対象者像に対応する形で、税の部門、住宅部門といったところとも連携強化が進んでいる状況となっております。

9ページは行政機関以外の連携の状況ですけれども、社会福祉協議会、法テラス、フードバンクといったところとの連携強化が進んでおります。

10ページからは、自立相談支援における居場所づくりやICT活用の状況ということになっております。

まず11ページ、自立相談支援機関と他機関が連携した居場所づくりの取組事例を紹介させていただきます。3つの自治体の例を紹介させていただきますけれども、いずれの事例についても、自立相談支援機関と困窮者だけの関係性ではなくて、高校とか高齢者といった地域住民の方との相互の交流を通して居場所づくりに取り組まれている事例ということで紹介しております。

12ページは今年の調査研究のデータとなっておりますけれども、ICTを活用したオンライン相談の実施割合が2割にとどまっている状況になっています。利用しなかった理由としては、設備、機器といったところがハードルになっている割合が最も高くなっております。ICT利用のメリットとしては、対面に抵抗感のある人が相談しやすくなったですとか、移動時間を考慮せず、効率的に相談を実施できるといった割合が高くなっている一方で、デメリットとしては、直接対面ではないので、対象者の心身の状況や生活実態の把握がしづら

いといった声が聞かれております。

13ページ、来年度の概算要求のうち居場所づくりとかICT化についても盛り込んでいるという資料になっております。

14ページ以降は前回の平成30年の改正以降の動きということで、自立相談支援事業とか入口全般に関するところで利用勧奨、支援会議とか委託の在り方を含む支援体制の確保といったものの動きというところにつけております。

15ページですけれども、前回改正において困窮以外の各自治体の部局、福祉、就労といったところで生活困窮者を把握した場合に自立相談支援機関等につなげていく利用勧奨というのが努力義務化されております。法改正前後で比較をすると、下の棒グラフ、左側になりますけれども、改めて関係部局に対して困窮制度の趣旨などを説明したり、共通のつなぎシートなどを作成したという形で連携強化が進んでいる状況になっております。

17ページ、支援会議の設置状況です。平成30年改正で関係機関間の情報共有を目的として支援会議の仕組みが法律上位置づけられましたけれども、約3割の自治体が設置済み、設置予定ありとなっております。関係機関の情報共有や役割分担の促進といったところがポジティブな評価として聞かれている一方で、設置しない理由としては、左下になりますけれども、必要性を感じないですとか、人手不足等により取組ができていないといったようなところが理由として挙げられております。

18ページは支援員の配置状況になります。こちらも前回30年改正の中で人員の適切な確保というところが努力義務として入りましたけれども、見直し前後で見ますと、支援員の人数がおおむね横ばいになっております。専任割合で見ると、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員は4割から5割の専任の割合となっております。

10万人当たり、あと自治体の規模別で支援員の人数を見ますと、全体的におおむね増加傾向で推移をしております。一方で、足元の令和元年度の状況を見ると、人口10万人以上の自治体の支援員数は全体平均よりも低くなっている状況です。

20ページは自立相談支援機関における各種支援員の役割ということでつけております。主な役割として、マネジメント職員の育成、社会資源開拓、関係機関との関係づくり等の渉外業務といったところのいずれも、主任相談支援員が中心となって担っている割合というのが多くなっております。

21ページは経験年数の状況になっておりますけれども、主任相談支援員では5年以上の経験年数がある方が最も高い割合となっており、その他の相談支援員と就労支援員については、1年以上3年未満という割合が高くなっております。

22ページは各支援員の職歴の状況になっておりますけれども、主任相談支援員及び相談支援員については、ソーシャルワーカー系の職員の割合が高くなっております。一方で、就労支援員については、ほかの職種に比べてキャリア系の職種の割合が高くなっております。

23ページは自立相談支援事業の運営状況となっております。直営で実施されているとこ

ろが約3割となっております。6割が委託によって運営されています。委託先については、社会福祉協議会が約8割となっております。

24ページですけれども、平成30年の制度見直しにおいて自治体事務マニュアルを改正いたしまして、委託の選定に当たっては、価格だけではなくて質を踏まえた選定を行うことを留意点としてお示ししております。

そうしたところも踏まえて、25ページに委託の選定方法の割合をつけております。企画提案を考慮して調達している割合が29%となっており、企画提案を考慮しているところとしては、事業内容に関する実績・能力を評価しているところが多くなっております。

一方で、下にありますけれども、企画提案なしの随意契約が68%になっておりまして、そうしたところの中には、事業実施可能な団体が地域内で限定されるためにこのような方式を取っている場合があることに留意が必要となっております。

委託の選定別で見た支援員配置状況ですけれども、質を評価して委託しているところのほうが主任相談支援員については5年以上の経験年数のある職員を配置している割合が高くなっております。

こちらも委託の方式別ですけれども、質を評価して委託しているところのほうが新規相談件数、プラン作成件数のいずれも平均件数が多くなっております。

29ページは事業を実施する自治体が適切な人員配置を行うための取組として行っているところになりますけれども、一番多いところは、自立相談支援機関へのヒアリング調査によって把握をしているが32.1%、その他、支援実績等のデータを独自に分析しているところが約15%となっております。

30ページから32ページまでが、今、資料5で見てきたような自立相談支援事業を取り巻く現状を踏まえて、今回、自立相談支援事業について考えられる検討の視点をまとめているものとなっております。検討の視点として、多様なニーズに応じた支援への対応、アウトリーチ機能の強化、人員体制の適切な確保という大きく3つ挙げさせていただいております。

まず30ページですけれども、多様なニーズに応じた支援への対応として、現状・課題としては、新型コロナの対応などで生活困窮者の支援ニーズが増大していて、従来の窓口につながってこなかった個人事業主、フリーランスといった方からの相談が顕在化しております。こうした方に対する新たな関係性づくりや多様なニーズへの対応というのが課題となっております。

また、地域独自の取組としては、NPO法人におけるフードバンクや社会福祉法人の地域における広域的な取組といったような独自の取組が行われている状況となっております。

検討の視点としては、このような多様な相談者像、多様な相談ニーズにどのように対応していくべきかという点や、あとはNPO法人、社会福祉法人などの民間団体の独自の取組との連携として、どのようなものが考えられるかといったところを挙げております。

31ページはアウトリーチの話になりますけれども、アウトリーチとしてはコロナの対応

もあってかなりいろいろな分野、行政機関以外でも連携が図られている状況になっております。一方で、平成30年の見直しで盛り込んだ支援会議については、肯定的な声もある一方で、設置状況が約3割にとどまっている状況になっております。

また、支援の現場では長らく社会的孤立の状況にある方などを支援につなげていくための取組として居場所づくりの取組が進んでおりますけれども、地域住民の理解や地域住民の方の参加を得ながら進めていくということが重要になっております。

検討の視点といたしましては、こういった支援ニーズの増大を受けて関係機関連携が十分に進んでいるか、進んでいない場合はどのような課題が考えられるかといった点や、支援会議のさらなる展開、居場所づくりの課題といったところを挙げております。

最後、人員体制の適切な確保になりますけれども、現状・課題は先ほど申し上げたとおり、30年改正で適切な人員配置、委託の方式の見直しを進めてきましたけれども、コロナの状況などを見ますと、まだ依然として適切な人員は確保できていないといった声も多く聞かれているところでございます。

検討の視点としては、さらに適切な人員確保を行っていくためにこういった課題が考えられるかということや、あとは良質な事業者に委託していくためのさらなる方策をどう考えるかということ等を挙げております。

委託につきましては、この自立相談支援事業に限らず、任意事業も含めた困窮制度全体のテーマとして御議論いただければと考えております。

あと、資料8といたしまして、今回、林構成員、守屋構成員のほうから資料の御提出をいただいております。こちらについては後ほど質疑の中で御説明いただければと考えております。

その他、参考資料として、こちらの検討会を開催する前に実践者の方などとの意見交換の中で聞かれた主な御意見、平成30年の論点整理検討会の取りまとめの資料、生活福祉資金の特例貸付について議題とした11月8日の行政事業レビューでの御意見、今般の経済対策としてコロナの困窮者支援の一環として実施している各種支援策の申請期間の延長等の措置の報道発表資料をつけさせていただいております。

事務局からの説明は以上になります。

○新保座長 本多専門官、ありがとうございました。

それでは、これより質疑応答や意見交換の時間を設けたいと思います。初回ですので1度は御発言いただけるよう進行したいと思います。お一方3分程度で、自己紹介と取り組まれていること、それから、事務局の説明についての御質問や御意見をいただきたいと思っております。

これからの進め方なのでございますけれども、まず各事業の在り方検討班の構成員の方より名簿の順でお話しいただきます。各事業の在り方検討班のお話が終わりましたところで5分ほどリフレッシュタイムを入れます。その後、横断的課題検討班の構成員の皆様にも名簿の順でお話しいただきたいと思っております。なお、本日は、24名のメンバーの方に3分間でお話を

いただくこととなります。大変恐縮ですけれども、3分たったところでベルが鳴ります。ベルが鳴りましたら、ぶちっとやめなくて大丈夫なのですけれども、ちょっとお話をまとめていただきたいと思います。4分になりましたら、すみませんがもう一度ベルを鳴らしますので、2度目のベルが聞こえましたらお話を終えていただければと思います。事務局の画面にタイマーが表示されますので、そちらも御参考にしていただきまして、進行に御協力をいただければ幸いです。

今日は本当に全国からこうしてオンラインで画面上で皆さんとつながっております。このようなオンラインの会議の場では、リアクションが命と言われておりまして、皆様と、今のようにうなずきですとか拍手で、お互いに思いを伝え合いながら進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、早速ですけれども、各事業の在り方検討班の構成員、青砥構成員、よろしく願いいたします。

○青砥構成員 こんにちは。先ほど御挨拶のところで消しておりまして大変失礼をいたしました。トップなので最初は様子が分からなくて、司会の方には大変申し訳ないことをいたしました。

私どもの団体は、さいたまユースサポートネット、さいたま市を拠点にして子供や若者たちの居場所や生活、学び、親たちの子育て全般に対して支援をしている団体です。今、私は、全国子どもの貧困・教育支援団体協議会という学習支援の全国の代表もしております。そこでいろいろ今、課題もありまして、現実問題として一番感じているのは、やはり子供や若者たちの貧困や孤立というのは、数字で紹介するまでもなく、日本では平均的に15%程度でここ数年推移しておりますけれども、子供の数で言えば本当に200万とも300万とも言われる数が困窮の中で暮らしている。それから、その若者たちや子供たちが孤立も強いられて生きているということは皆さん共通認識としてお持ちだろうと思います。

ところが、私どもの団体は学習支援とか居場所をつくったりしておりますけれども、福祉と教育と、これは行政の会議ですので率直に申し上げますと、なかなかこのはざまが大きくて、この子は教育なのか、福祉なのか。それから、私も長く学校現場におりましたけれども、教育の学校現場から子供たちの貧困になかなか手が届かない。学校教育というのはユニバーサルなもので、福祉というのはターゲット主義であると昔から言われておりますけれども、やはりこれはそういう概念で分けるだけではなくて、今、制度のはざま、行政の縦割りの問題、そういうところでなかなか横串が届かない。要するに、学校はプラットフォームであると貧困対策の大綱では書かれておりますけれども、現実問題は、なかなかそのプラットフォームにはなり切れていない。これもやはり日本社会の大きな課題だろうと思うのです。

そこで、今、我々がやっていることは、さいたま市を拠点にしながら、地域の中でどうやって地域社会が地域の子供たちの貧困や孤立と向き合えるのかどうなのか。その地域の力をもう一度結集してみよう、つないでみようというモデル事業を今、僕たちは目指して

いるところです。これはまだ始めたばかりですので、なかなか難しいというのがありますけれども、しかしながら、今、一生懸命やっていることは、地域の方々にお声をかけて、自治会や社協、学校、行政の教育相談室、個人で言うとスクールソーシャルワーカーや生活保護を担当しておられる方々。そういう方々を地域で集めて、みんなで地域の問題を話し合う、そういう場をつくろうということで、今、埼玉大学などの力も借りてやろうとしているところです。

始めたばかりですので、いずれはこれがどこまで進んだかというのをここでもお話ができればいいなと思っておりますけれども、そんな活動を実験的に始めているところです。

時間は大丈夫でしょうか。

○新保座長 青砥構成員、どうもありがとうございます。

では、続きまして、岩永構成員、お願いいたします。

○岩永構成員 日本女子大学で教員をしております岩永理恵と申します。よろしくお願いたします。

私は、日本の貧困問題について研究しておりまして、特に生活保護制度の歴史研究、現状分析、最低生活費の算定方法や住宅政策、震災の研究などやってきました。

今日、厚労省から先ほど御説明いただいた資料に基づきまして、端的に意見を申し上げます。まず1点目としまして、資料5の32ページの検討の視点のマル3、支援を支える人材について極めて重要だと思えます。資料のほかのページにおきましても財政面で相談員の増員が図れないとありまして、深刻な状況です。そこで、果たして何人いたら適切だと考えられているのかということが、これまでどのように議論されてきて、今回どのように議論するのかというのが大事だと思えます。幾つのプランに対して何人の相談員が必要なのか。そういう設定の仕方でいいのか悪いのかも含めて議論が必要かなと思えます。

その際、支援すべき人数がどれぐらいいるのかということ把握することが前提になるわけですが、そのことについて今日の資料では、私が理解する範囲ではなかなか読み取りづらいなと思いました。資料3に貸付の件数がいろいろ出ておりまして、一番多い件数で見ますと、緊急小口資金が約147万件。少なく見積もっても147万人としていいのか分からないのですが、その方たちがコロナ禍で経済的に困窮して貸付を利用されたのだと考えられます。

これに対しまして、プランの作成は14万件ほどですので、ざっくり10%ぐらいプラン作成したということになるのかなと。そういう計算でいいのかということもあるし、もっと別の支援が必要な方たちがいるのか、支援対象者の人数を果たしてどれぐらいに見積もるのかということも、相談員を適正に置くという意味では大変重要かなと思えます。

最後に、では、プランをつくって何ができるのかということが重要だと思います。この資料の中にも、同意はするが、自立相談支援事業の支援を必要としていないという現場からの声がありました。その人たちに対して一体どういう支援のアイテムが用意できるのか問われているのだと思えます。この資料から読み取られる一番の問題は経済的困窮、経

済的困窮の相談理由がどの年代も1位でした。それに対して生活困窮者自立支援制度で持っているアイテムは民間の食料供給ぐらいしかないのかなど。そのような中で今後どうしていくのかというのは改めて議論が必要ではないかと考えます。

以上です。

○新保座長 岩永構成員、ありがとうございました。

続きまして、垣田構成員、よろしくお願いいたします。

○垣田構成員 よろしくお願ひいたします。大阪市立大学の垣田裕介と申します。私は、ホームレスの実態調査で研究をスタートさせました。その後、この10年くらいは野宿状態のホームレスのみでなく、広く生活困窮者に対象を広げて実態や支援策について調査研究を行っています。また、この困窮の制度が施行される際には、一時生活支援事業の手引きの作成にも携わりました。制度が施行されてからは全国各地の現場を回って困窮者の方々の実態や支援課題などについて調査を続けています。

私が研究をスタートさせたおよそ20年前の大学院生の頃に比べると、野宿状態のホームレスの数は、厚生労働省の全国調査の結果上では随分減ってきてはいます。しかしながら、この全国調査でホームレスが確認されていない自治体でも、困窮や生活保護の窓口にはホームレス状態の相談者が少なくないという様子が各地で見られています。あわせて、このところ行ってきた調査では、野宿状態ではないけれど、友人、知人宅に居候していたり、ネットカフェで寝泊まりしていたりという、いわゆる不安定居住者が多いことも明らかになってきました。

不安定居住状態にある生活困窮者は、この困窮の一時生活支援事業が対応したり、あるいは福祉事務所で生活保護が提供されたり、または社員寮に入って派遣などで働くという流れも改めてこのところつかめてきました。その寮付き派遣に関する調査のため、明日から北海道へ調査に行ってきます。

今日の資料で言いますと、資料3の23ページには困窮の相談者が抱える課題について、コロナウイルス感染症による変化がグラフで掲載されています。感染拡大後に大きく増加している課題として、多いのは経済的困窮、ひとり親、それに併せて住まいの不安定やホームレスが挙がっています。こういった相談者に一時生活も含めて各地の現場がどのように対応されているかを把握して、きちんと分析するというのもこの困窮の制度等の今後を考える際に必要なのではないかと考えています。

この困窮の一時生活支援事業の実施率は全国で34%程度で、任意事業の中でも低いです。ただ、先ほど申し上げた通り、コロナ拡大後の影響で住まい関係の課題が増えていることや、見えない状態のホームレス、不安定居住の方々が少なくないという状況を踏まえると、生活困窮者支援における主要な課題、今日的な課題として、一時生活支援や居住支援と呼ばれるものが位置づけられるのではないかと考えています。

そういう観点からすると、困窮の制度のこれからの在り方に関する議論に御一緒させていただけることをありがたく思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○新保座長 垣田構成員、ありがとうございました。

それでは、続きまして、豊島区の鈴木寛之構成員、よろしくお願ひいたします。

○鈴木（寛）構成員 ありがとうございます。私は豊島区福祉総務課で課長補佐をしております鈴木と申します。平成26年から生活困窮者の窓口を所管しておりまして、今年で8年目という状況であります。

これまで第2のセーフティネットを確立するというところで現場で頑張っただけでまいりました。そして、本当に今般のコロナ禍において、困窮窓口のいいところも悪いところも結構露呈したと現場で感じております。断らない窓口を目指してやってきたのが、このコロナ禍においては断れない窓口、もうそれだけ皆さんが必死になって何とか生活を維持しなければという人たちがいかに一人一人なるべく向き合っただけで対応しなければいけなかったかというのを、今はちょっと余裕があるものですから、振り返っているところです。

そんな中で、豊島区においては、今年度、コロナ禍、ウィズコロナだからこそ、ひきこもり支援とか就労支援、基本的な部分をいま一度強化してみようと。就労支援ももちろん個人の求人を開拓するというのも大事なのですが、やはり定着支援のところですね。そこをどう手厚く丁寧に対応するかというところで、ICTをうまく利用して、会社のお昼休みとかそういったところでテレビ電話とかでやり取りできないかというようなことを今、模索しているところです。

あとは何といっても現場は、特に都市部は外国籍の方が非常に多いということで、もうこれは待たないの対応を迫られています。入国管理局も同行して対応しているというのが現状です。

私の役割は、豊島区は池袋とか、あとはおじいちゃんおばあちゃんの原宿である巣鴨とかを抱えている地域なのですが、そういった都市部で本制度を運営する際の課題をお伝えすることだと思っております。

最後に1点だけ。本当に人員体制は非常に大事で、岩永先生、さすがの御指摘で全く同感であります。私も発言しようと思っていたのですが、要は、生活保護のほうは適正人数というのですかね。70人、80人でケースワーカー1人とかがあっただけで、それが行政の中の財政当局とやり合うときに非常に1つの指針になるのです。ただ、一方で、このコロナ禍においては体制強化の支援金もつけていただきましたが、やはり恒常的ではないというところで、そういったところの指針を示していただくと、現場はもっとやりやすくなるかなと思っております。

以上です。

○新保座長 ありがとうございます。

続きまして、鈴木由美構成員、よろしくお願ひいたします。

○鈴木（由）構成員 NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちばの鈴木由美と申します。どうぞよろしくお願ひします。

私たちの法人は、社会福祉法人生活クラブというところが母体になっておりまして、私

自身も今、兼務で社会福祉法人のほうに所属しておりまして、働きづらさを抱える人たちが使えるような中間的就労の仕組みというのを15年ぐらい前からつくって実践をしているところです。現在は、やはり10年以上たってくると、もともとのシステムにいろいろとほころびが出てきていますので、今はプログラム評価というのを研究者の方と一緒に使いながら、改めてシステムの見直しと、このスキームが全国にもっと広がるような取組ができないかということで模索しているところです。

主に私たちは就労支援でスタートした法人ではありますが、今は自立支援機関、地域ひきこもり支援センター、子ども・若者総合相談センター等、広範囲な事業運営をしております。

事務局の説明をお伺いする中で2点お伝えできればなと思いました。私たちは去年9月から実は自立相談を始めまして、コロナ禍でぐちゃぐちゃの中で開所したということで、忙しくて記憶がない時期もあったのですけれども、運営する中ですごく課題だなと思ったのは、生活支援と就労支援というものを兼務でやらなければならないということで、かなり幅広いスキルとかフローを考えないといけないというところでは、それを両方こなしていく支援者の育成というのが間に合っていないのではないかと思います。

事業の立てつけとして、生活支援と就労支援というものが一緒くたに運営されているところにももちろんメリットも感じつつも、効果的な就労支援というところが果たしてできているのか。福祉の相談員が多い中でキャリアコンサルタントの企業開拓もしなければいけないというところは、少し何か見直しが必要なのではないかなと思っています。正直そこまで手が回っていない自立相談さんというのも少なくないのではないかと思います。

それから、やはり就労支援に関しては出口が大事と。企業開拓、企業開拓というふうに比較的言われることが多いかと思いますが、両軸だと思います。個人支援も必要ですし、企業開拓も必要です。なので、企業開拓のスキルももちろんなのですが、個人にどうやってキャリア支援をしていくか。情報収集が一緒にできるのかというところの人材育成の部分は少し足りていないのではないかなと思うので、生活支援の部分と就労支援の部分の支援スキームや研修のスキームはもう少し構造化をしていったほうが良いのではないかなと個人的には思います。

それから、少し話が重なりますが、最後に人材育成のところでは、かなり高度で幅広いスキルが求められますので、もう少し細かく体系的な研修スキームが出来上がってくるといいかなと思います。

時間ぴったりにしようと思ったのですが、ちょっとはみ出てしまいました。以上で終わります。どうもありがとうございました。

○新保座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、高木構成員、よろしく願いいたします。

○高木構成員 お世話になります。初めまして。伊丹市雇用福祉事業団代表の高木と申します。よろしく願いいたします。

私どもは以前から就労支援を30年、40年にわたってしてきております。その中で言うと、これまでは中高年の方の相談が主でした。例えば、仕事さえあれば自立できたり生活再建できたというのがありますけれども、リーマンショック以降、若者、ひきこもりの方が出てきて、私たちも支援を続けていました。今回、就労準備であるとか認定就労訓練をするに当たって、特にコロナ禍の影響からすると、6月末から給付金が止まりそうだといいところから、働きたいとか、生活資金がない、食料が底を尽きたというような御相談を受けて、そういったところの支援をコーディネートしながら進めています。

最近では、この3年、5年近く、自宅にいながら靴を履いていないという方々とか、支援を続けても、食料支援をお持ちすると、なぜ家族もしてくれないのにあなたたちは助けてくれるんだということで、8月、9月に渡した方ですけれども、翌日、心筋梗塞で亡くなっていたというところで、自殺の防止とか孤立の防止もありますけれども、そういった自然死の方々も最近増えているのではないかなと思っております。

しかしながら、私たちが支援を進めていく中で、働いて収入を得ると、またインセンティブを得ることができれば回避するという方が非常に多くおられます。そういった意味では、自立が加速する。引き籠もっていても翌日から働ける場所を提供することで自立ができたり、困窮状態からでもプランに乗せずに数日で回避できる方々も非常に増えておりますので、そういったところの柔軟な体制が非常に大事ではないかなと思っております。

また、私たちの中で今進めていますのが、いろいろな自治体さんとの連携も進めていますけれども、事業の実施の財源が今、厳しくなったというコロナ禍の影響であるとか、事業の額が低くて地元の団体さんが手を挙げてくれないというような御相談も増えております。そういったところについても、できるだけ予算化をできるような形で何かないかという中では、先日、ふるさと納税を活用するとか、そういったものを財源に頼らず資金作りというのも提案させてもらったり、それぞれの中で実施ができない自治体さんの中、相談者の方も各地から相談を受けて、地元で受け皿がないんだということについてもコーディネートできればなということを考えています。

各自治体とか、私たち伊丹市の中でも、本当にコンパクトな複数の支援が一括してできるような包括支援ができるようにということを取り組んでおりますし、その中でも重要なところは就労準備と認定就労訓練を私どもは並行してやっておりますけれども、いかに働いて賃金が得られるか、生活再建できるかというようなところを工夫しながら進めております。

以上です。

○新保座長 どうもありがとうございます。

続きまして、立岡構成員、よろしくお願ひいたします。

○立岡構成員 御無沙汰の方もおられますが、皆さん、よろしくお願ひします。ちょっと時間を守る自信がないので、取りあえず画面共有します。それで時間を守ります。

自己紹介として、立岡学です。ワンファミリーとかパーソナルサポートセンターとかい

ろいろなことをやっています。今回の部分に関しては、コロナのことなので、仙台市の困窮の令和元年度は新規相談が2,925件でした。令和2年度になって5,161件になりました。令和3年度は今までの半年で2,943件で、このままいったら6,000件弱になってしまうなどと思っています。実際に貸付の関係の人たちに対しても本当は伴走型でしたいのですが、事務手続的なことばかりやっていて大変な状況になっているというのが実際です。

私は一時生活のほうもやっているので、これも令和元年度は91名でした。令和2年度で148名になりました。令和3年度で今のところ116名で、月平均16.57人ということは、2日に1度以上は必ず居所なしの人の相談を受けた上で、シェルターで受入れているというのが実際のところですよ。

まとめます。実際に事務的な手続の部分が多くなってしまって伴走型がなかなか自立相談で支援できていないというので、この伴走型の支援を取り戻す必要があるのではないかと考えています。それと、一時生活支援事業、さっき垣田先生もお話ししていただきましたけれども、実施率が低いので、これをやはり60%台まで、ほかの任意事業に合わせる形で上げていく必要があるのではないかなと思います。

3番目です。これは僕が今、非常に力を入れたいと思っているのは、やはり東日本大震災を経験して、最後の最後まで仮設に残った人というのは困窮者だったんですね。その人たちをきちんとサポートして継続して孤立・孤独も防止しながらサポートしていくというのは、困窮者支援の事業のところで被災者の支援もやっていくということが大事なのではないかなと思っています。

以上で私の紹介を終わります。3分かかりません。2分30秒で終わりました。以上です。ありがとうございました。

○新保座長 立岡構成員、どうもありがとうございました。

続きまして、中森構成員、お願いいたします。

○中森構成員 よろしくお願いたします。生活クラブ生活協同組合の東京に所属しております、中森と申します。先ほど鈴木さんからも生活クラブの話がでましたが、同じ団体でございます。東京都府中市役所から家計改善支援事業を受託しており、家計相談に特化している団体になります。家計相談をやっていて、支援者の方たちからも言われるのが、そもそも家計相談って何と言われることです。どんな効果があるのかわからないということで、それこそホームレス支援などを行っている方たちからも、家計相談の意義はよくわからないのだよねと言われることがありますので、家計相談に関しては、まず、そもそも何ができるかということ、もう7年もやってもまだ伝わっていないのだなということを感じています。

そのため、今年度からは困窮事業を請け負っているある団体さんのほうから家計相談のスーパーバイズの依頼を受け、週に1回現場に入って支援をしていたり、それ以外には、困窮事業は請け負っていないのだけれども、社協としてお金を貸すほうの支援をしているので、家計相談ができないわけにはいかないということで、それを学び、できるようにな

りたいのでということで、月に1回出向いてスーパーバイズをしてくれというようなお話をいただいております。

つまり、家計相談を理解もしていなければ、先ほど人材育成のお話もありましたけれども、どう育成していいか分からないままで現場の支援員たちは困っているようです。もちろん研修はありますが、現場では単発の研修ではとても追いつかない状況なので、うちの法人では全部で30時間の継続研修を行っています。それにプラスして、あとは日々の困り事をサポートできる、スーパーバイズできるような人材が必要と思っております。そのためには、距離感もあるので、オンラインでサポートする機能が必要ということで、現在、民間の企業さんとも連携しまして、オンラインで人材育成もしながらスーパーバイズもできるシステムを構築しようということで動き出しております。

あとは債務整理のこともどうしても家計相談はセットになっておりますので、府中市の場合、立川の法律事務所と連携をしております。弁護士さんも今ではZoomで相談に対応してくれるようになりましたので、そういった形でオンラインを使いながら家計相談を広め、育成もしながらやっていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○新保座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、林構成員、お願いいたします。

○林構成員 初めまして。神奈川県座間市の林と申します。生困・生保両方を所管する課で課長をしております。どうぞよろしく願いいたします。画面共有させていただきます。

私は、自立相談支援事業の議論は、法第4条に定める自治体の責務として適切に自立相談支援事業を実施するというのはどういうことなのかということ議論することだとも考えております。私からは、市民生活に身近な自治体の立場からコロナ禍での取組を含め3点報告いたします。

こちらの報告1は、昨年、第1回目の緊急事態宣言が出た際に市民の生活不安を受け止め、多岐に及ぶ支援策を届けるといった基礎自治体の役割を果たすために自立相談支援事業を活用した事例です。本市では、これまでに取り組んできた庁内連携を基盤としながら、庁内グループウェアを活用するなどして全庁的に市民の相談対応に当たりました。また、大変な状況が職員間で共有されたことで他分野と連携した施策の実施にもつながりました。

報告2では、自立相談支援事業とフードバンクや社会福祉法人の公益事業で行われている現物給付の取組などとの連携は潜在したニーズを顕在化する機能を持つということをお示したものです。単に御相談者をつなぐだけではなく、その実態から見えるニーズについて連携先とコミュニケーションを取り、必要なことは何か一緒に考えていくことが大切だと感じております。

報告3は、自立相談支援事業でつながった多様な主体のネットワークにより、コロナ禍の中で地域力が発揮された一例として、昨年実施のフードドライブについてお示したものです。この取組の基盤となった生活困窮者自立支援のチーム座間は、自立相談支援事業で相談を受け止め、お一人お一人の課題解決を模索する中で御縁がつながり出来上がって

きた支援のネットワークです。

以上、行政の責務を果たす、ニーズを顕在化する、個別支援からネットワークを形成するといった視点から報告をいたしました。これらの報告は法第4条に定める自治体の責務として適切に自立相談支援事業を実施するとはどういうことかを状況に応じて考え続けてきたことの途中経過報告です。

最後に、以上を踏まえ、自立相談支援事業の見直しに当たり4つお願いをさせていただきます。1つ目は、今後も自治体の責務として自立相談支援事業のそのときそのときの状況に応じた適切な実施が行えるよう、制度運用の柔軟性を引き続き確保するということ。2つ目は自立相談支援事業を行う責務を有する都道府県や市等の自治体に相談実態やニーズを踏まえ、庁内連携や自治体の政策立案を行う本制度専従の自治体担当職員の配置を進めること。3つ目は、そうした職員のための研修を充実させること。4つ目は、自立相談支援事業の取組推進のため、国庫負担額の人口規模別基本基準額を引き上げることです。

以上、御検討いただければと存じます。ありがとうございました。以上です。

○新保座長 林構成員、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、村木構成員、お願いいたします。

○村木構成員 私、社会福祉法人愛生会の村木と申します。秋田県の鹿角市という場所にございます。私のほうも画面を共有させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

私どもの法人でございませけれども、私たちの理念として、人がそれぞれの花を咲かせるために、特に大切にしている考え方というところで、普通に暮らすことを支える。ここでは社会福祉法人といいますと、社会福祉事業をやっているところがありますので、高齢者とか障害者とか児童とか、そういう種別のことがありますけれども、私どもは普通に暮らすことを支えることというようなことをやっております。鹿角市は大体この辺で、そしてまた、人口もこの辺、2万9000人というところがございます。

私どもの法人ですと、廃棄されている価値・資源というのが社会福祉法人は多分にあるのではないかと思っております。例えば保育所と保護者、園児との信頼関係が形成をされてきましたけれども、それが卒園と同時にその関係性も終わってしまう。そしてまた、介護施設でも、例えば入所者の方がお亡くなりになってしまう、そういったときに、それまでできていた信頼関係がなくなってしまう。そういったところは非常にもったいないことだなと思っております。

2つ目は、価値・資源とは認識されていない価値・資源があるのではないかと。例えば私たちが持っている入所型の施設の機能を、入所施設者だけではなくて、例えばお弁当や洗濯という形で広く地域住民の方に開放することによって、本当にこれまで地域や社会の中で価値・資源とみなされていないものを顕在化させていかなければいけないことを私どものほうでは取組としてやっております。

ですので、当然ですけれども、社会福祉事業として、例えば保育所ですとか障害、就労

支援施設、特養とか、そういったものもやっておりますけれども、私どものほうでは今、生活インフラとしての愛生会というものを目指しているところでございます。法人の機能を地域に開放しましょうというところでございます。入所型施設というところは生活機能があります。入所介護施設と言われておりますけれども、介護という機能はその一要素でしかないのではないかと。食べる、寝る、出す、洗濯、入浴、そして働くというところも含めて、どんな方でも、どんな状況でも、人の営みというのは変わらないのではないかなと思っております。

例えばここにある0歳の子供から、90歳、80歳の要介護の方でも、人間のプリミティブな営みということは変わらなくて、それを私たちは機能として持っているのではないかと。ですので、営みをアウトソーシングできるまちというのができるのではないかと。そういう意味で生活インフラということは今、目指してやっているところでございます。理由や対象を限定せず、普通に暮らすということを支えるというところを今やらせていただいているところでございます。

意見としては、先ほど鈴木さんもおっしゃってございましたけれども、生活支援と就労支援を自立相談支援事業として一緒にやるのはなかなか厳しいのではないかとというお話がございました。その中で、やはり自立相談支援事業のハブとしての機能をさらに明確にするということもすごく大事なことはないかなと思っております。窓口としての機関、一時的な対応の機関としても大事なことでありますけれども、やはりハブとしてそれぞれの専門性を持ったものをつなげるという役目を明確にしてもいいのではないかなというのが私の意見でございます。

以上です。ありがとうございました。

○新保座長 村木構成員、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、守屋構成員、よろしく願いいたします。

○守屋構成員 堺市社会福祉協議会の守屋です。画面共有できていますでしょうか。

私は、モデル事業から自立相談支援機関のセンター長としまして7年間実践してきました。現在は地域福祉課長補佐として、特にコロナ特例貸付のほうも現場指揮を執りながら地域福祉推進と困窮者支援の相乗効果を目指して社協職員一丸で今も頑張っているところです。

このワーキングに当たりましては、堺市社協における実践を御報告するという視点と、あと、全国の市区町村社協における地域福祉推進の視点をもって発言、参加したいと思っております。

資料8の5ページ以降について、本日はかいつまんで3点発言をさせていただきます。

1点目は、堺市社協の自立相談支援事業の実践の特徴についてです。堺市は人口83万人の政令指定都市で、事業概要は記載のとおり、支援員の体制は10名ということでかなり少ないと思っております。

特徴を4つ紹介します。堺市行政や大学との研究要素を取り入れながら、都市部におけ

る生活困窮者支援の仕組みづくりについて、あえて評価軸なども設定しながら進めてきたこと。また、社協だけで実施するのではなくて、民間人材派遣会社やファイナンシャルプランナー協会とお互いの強みを発揮し合う協働型の自立支援体制構築をしてきたということ。また、社協の地域アウトリーチ機能の連動と、区役所での巡回相談ということで、福祉事務所との切れ目のない支援、またそれによって他職種連携も強化されてきたということ。自立支援プランと支援調整会議にもこだわっています。支援の入口、プロセス、評価の在り方などを評価して、支援員当たりの持ち件数なども我々は分析しながら取り組んで、課題蓄積や開発に向けて循環型で取り組んでいるということです。相談支援実績は表のとおりになっています。

2点目については、コロナ禍での現場の課題を3点整理させていただいております。相談件数の増加と支援体制に関する課題で顕在化した支援ニーズへの対応、社協における生活困窮者支援の総合力と多様な連携ということを記載させていただいております。

3点目は、参考資料としまして社協におけるコロナ禍での生活困窮者支援に関する調査結果につきまして、今、全社協に設置した検討会の中で行ったアンケート結果を本日参考として入れています。調査結果の詳細は割愛しますが、資料の27ページに今後の在り方について論点整理しています。28ページ以降には、コロナ禍で全国各地で実践されている制度外支援や地域福祉活動の事例を6事例掲載しておりますので、御参照いただけたらと思います。

私からは以上です。

○新保座長 守屋構成員、どうもありがとうございました。

それでは、各事業の在り方検討班の皆様のお話はここで全て終了しましたので、ここから5分間ほどリフレッシュタイムを取りたいと思います。今、3時16分ですので、ここから5分程度ということで、3時22分からスタートということでよろしいでしょうか。ちょっと短い休憩ですけれども、お願いいたします。

(休 憩)

○新保座長 皆様、オンラインならではの短いリフレッシュ時間なのですけれども、御準備よろしいでしょうか。

それでは、ここからは横断的検討班の構成員の皆様からお話をいただきたいと思います。

朝比奈構成員、よろしく願いいたします。

○朝比奈構成員 皆さん、こんにちは。お久しぶりの方もよろしく願いいたします。それでは、朝比奈から発言させていただきます。

私が働いているのは、もともと中核地域生活支援センターという千葉県単独の対象を限定しない相談事業を2004年から取り組んでまいりました。その実績で今、市川市で自立相談支援事業を含む就労準備、家計相談、一時生活、一括した仕様書なのですけれども、全

部の委託を受けて、様々な職種を併せて13人ということで事業の運営に当たっております。

今回、市川という東京都に隣接した地域で、物すごく密な状態の中でこの間乗り切ってまいりました。いろいろ考えるとこころはあったのですけれども、皆さんと同様に、やはり自営の方、女性、外国人、若者たちですね。今回、こうした方々とより多く出会うことになって、システムがきちんと対応していないところが困窮に出てくるのだということを改めて感じまして、先ほど座間市の林さんがおっしゃったように、困窮でキャッチした地域社会の課題を困窮の中だけで解決しないということが極めて重要なのではないかと捉えております。その点では、地域共生社会に向けての試金石に恐らく今回のことがなっていくのであろうとも考えています。

それから、就労支援の話なのですけれども、私も住居確保給付金を含めて対応に当たっております。常用就職を目指したハローワーク中心の就労支援がどんどん御本人の尊厳を奪っていくというような感覚すら持ち合わせていました。私たちの団体もホームレス支援団体、それから企業組合さんからも人を出していただいて、合同でやっているのですけれども、即効性のある就労支援というのが非常に御本人の動機づけも高めたりするということを感じていまして、就労支援の在り方をいかに多様にしていくかというところは、私たちの発想にかかっているとも思っているところです。

それから、人員のお話が出ていたのですけれども、もちろんスキルとか経験とかネットワークということも重要なのですが、人員配置の視点の中にジェンダーの考え方ということも今後重要になってくるのではないかと思います。一時生活支援などについても、私たちはアパートを借上げてやっているのですけれども、もうちょっと形を変えないと、もしかしたら若年の女性は受けられないかもしれないというふうにも思っています。

これは一貫して申し上げてきたところなのですけれども、10代後半以降の親を頼れない子供たち、若者たち、ここがやはり社会の脆弱性というか、全体として、もしかしたらまだ十分に見えてきていない部分も含めて、ここをどうしていくかというのは、個別の話ではなく、横断的な仕組みづくりの中で考えていただきたいというふうに議論していきたいと思っておりますし、その点で、居住支援を超えた公的な保障の仕組みづくりなどが少しそうしたもののきっかけになっていくのではないかと感じているところです。

以上です。ありがとうございます。

○新保座長 どうもありがとうございました。

では、続きまして、穴澤構成員、よろしくお願いたします。

○穴澤構成員 コミュニティワーク研究実践センターの穴澤義晴と申します。

北海道の札幌市、及び札幌市からちょっと北になりますけれども、空知振興局の全町と言われている旧産炭地になります岩見沢、滝川、美唄、三笠、歌志内、芦別、赤平というようなエリアを、自立相談支援が空知地方を中心にしながら、そして、札幌市のほうはどちらかというとき一時生活支援と今は居住支援のほうを中心にしながら展開をしています。今年度、さらに北海道全域も含めながら、後方支援プロジェクトということで中間支援の

在り方みたいなところを中心にしながら事業推進の動きを進めている、この3つぐらいで生活困窮支援を主に進めている団体になります。10年ぐらいになります。

今回は、自立相談支援という流れがありますので、その自立相談支援の部分を中心にしてお話をしますと、空知地域、先ほど言った旧産炭地で札幌に隣接をしている本当に田舎の支援になってきます。岩見沢市は単独で受託（スタッフが9人＜人工的には8人＞）、空知全域6市14町を広域で対応しているのが7人います。岩見沢は多分ほかの市とかと一緒になんですけれども、相談支援の場所をつくってそこに相談に来るという形になりますが、空知全域のほうはどちらかというと車に乗って相談の場所、要するにアウトリーチ中心の支援をしているという形になっています。

今回、資料を見ながらになりますけれども、意見は2つありました。1つは、田舎の支援の中で言うと、特に旧産炭地、経済状態もかなり冷え込んでいます。そうすると、一時的な支援の中で何を目指して支援すべきなのか。支えることはできるけれども、その後、みんなでどうやってこの地域で暮らしていくのか。その先をどう見ていくのかというのは困窮支援だけではなくて、ほかの市の総合戦略であったり、まちづくりであったりとか、そことどう組むのかというのが1つ。

それと、先ほどから話題に出ていますが、スタッフの適正人数とか適正配置みたいなのがありました。何人対応しているといったときに、その対応するエリアの広さみたいなのを視点にぜひ盛り込んでいただくと田舎の部分は比較的助かるのではないかなと。うちも移動するだけでかなりの時間を割かれますので、そのところがすごく懸念材料だなと思っていました。

以上でございます。ありがとうございました。

○新保座長 どうもありがとうございます。

では、続きまして、尾崎構成員、お願いいたします。

○尾崎構成員 京都府の尾崎といいます。よろしくお願いいたします。

私のほうは、実は4月に異動してきたばかりでして、以前のことがあまり分かっていなくて申し訳ない部分があるのですけれども、京都府では自立支援制度を法が成立する以前から京都生活就労一体型支援政策研究会というものを立ち上げておりました、その中で市町村とも連携を進めてきたと聞いております。ですので、法が施行されたときにはすごくスムーズに移行ができて、今も多分、事業の実施率について、京都府は割とよいほうではないかと思っております。実施はしているのですけれども、なかなか利用率が上がらない事業もありまして、京都府の中では社会福祉事務所設置自治体、市以外の町村の部分は京都府が直接保健所のほうで実施しているのですけれども、その辺りの事情を聞いておりましたが、例えば子どもの学習支援、家計改善事業ですとか、利用が伸びないところもありまして、支援員さんとしてはぜひ使ってもらったら役に立つだろうと思う方がいらっしゃるのですけれども、御家族の理解が得られなかったり、なかなか使っていただけない状況がありまして、そこはどうしていったらいいのかなというのが課題になっておりま

す。市のほうでも、市によっていろいろ温度差といいますか格差みたいなものも感じる部分がありますし、その辺りは課題ではないかと思っております。

私自身につきましては、今、地域福祉推進課というところにいるのですが、そちらのほうで生活困窮者の自立支援と自殺対策と生活保護を担当しております。自殺対策では、自殺防止の電話相談の内容ですとかそういうのも見たりしているのですが、やはりいろいろな事業が関わり合っておりまして、こちらの事業で見つけた課題をほかの事業でも解決できるような仕組みを連携して考えていけたらいいなと思っております。よろしくお願いたします。

○新保座長 ありがとうございます。

では、続きまして、鏑木構成員、お願いたします。

○鏑木構成員 鏑木です。私は、生活困窮や地域共生、ソーシャルワークを専門に研究していきまして、現在はコロナ禍の困窮の窓口の状況についてなど、全国の取組状況のヒアリング調査なども実施しているところです。

私からは2点意見を述べたいと思います。1つは、このワーキングでの検討に当たって、この制度の根幹となっている理念にのっとり、これまで実践や運用がされてきたかという原点に立ち返って議論していくことの必要性についてです。

例えば理念の中には自立と尊厳の確保というものがあります。これを実現するためには包括的に相談を受け止めるということも重要になります。調査をしていて全国的に地域差はあるのですが、コロナ禍で一般就労を目標にする就労支援が増えた。これは共有されたデータにもありました一方で、例えば就労準備の利用件数が減少傾向にあるといったところもありました。この要因は複数あり、その1つとして、コロナ禍では自立相談につながる対象者像が経済的に逼迫した人が中心になっている。つまり、準備の対象者像になる人はつながりにくくなっていて、具体的には、経済的には緊急性がないけれども、孤立をしている人などが挙げられます。

もちろん、コロナ禍において潜在的な相談者も含めてアウトリーチして包括的な支援をというところを自立相談に求めることは到底できない状況であると認識しております。ただ、相談につながりにくくなっている相談者像がいるということは、この制度の支援対象者の狭窄化を意味していますし、また、支援や実践の狭窄化につながるものでもあり、制度の後退を招くおそれもあるのではないかと考えています。

今般のような世界的な経済危機というのは、今回で終焉を迎えるものではなく、やはり歴史は繰り返されるものだと思います。困難時にもどうやってその理念を実現する実践ができ得るのかということは、コロナ禍から学び、どう改善につなげていけばいいのかということは検証しなければいけないのではないかと考えています。

もう一点、私の所属している研究班のトピックではないので合同ワーキングのほうで発言をさせていただければと思っております。任意事業についてです。就労準備や家計改善の必須化の必要性ということと、その際の議論の視点について申し上げたいと思います。例

えば、コロナ禍における家計改善を見ますと、その必要性が改めて強調されていることは言うまでもありません。ただ、各地の状況を見ると、コロナ禍前より既に自立からのつながりの仕組みが確立されていたり、あとは先ほどからあります人員体制が適切に整備されているところでは、コロナ禍でも相談件数が増えています。しかし、そうでないところでは、一部利用が減少している自治体もあります。この結果は、コロナ禍という状況にかかわらず、日頃から両事業者が適切に役割分担を図り、協働の体制をつくり、適切な人員を配置するといったことの重要性を示唆するものだと考えています。

家計や準備の必須化は前回改正から続く重要な論点であり、繰り返しになるのですけれども、両事業の必須化は目指していくべきだと考えています。ただ、必須化というのは御本人によりよい支援を届けるための手段であり、やはりワークする形で実現させなければいけない。そうするためには、3事業との協働の在り方、自立からのつながりの体制、人員配置の考え方などのいわゆる運用面も同時に議論していく必要があるのではないかと考えています。

私からは以上です。ありがとうございました。

○新保座長 どうもありがとうございました。

では、続きまして、五石構成員、よろしくお願ひいたします。

○五石構成員 皆さん、こんにちは。大阪市立大学の五石と申します。私はふだんは社会人大学院で主に行政職員、地方議会議員を教えております。専門は経済学なのですが、この十数年ぐらい生活困窮を中心にした社会政策を研究しておりまして、国際比較も併せてやっております。私のほうからは4点ほど申し上げたいと思っております。

1つ目は、先ほどの鏑木構成員のお話と問題意識が恐らくかなり似ているのだろうなと思いました。特に支援の狭窄化、理念、人員体制の問題、そこを総合的に見直さなければいけないというところで、私が1つ思っていますのは、論点整理検討会でも申し上げたのですけれども、自立相談支援機関の在り方という点で、任意事業として就労準備、家計改善等がありますが、もともとパーソナルサポートサービス事業の頃から、これらの事業を地域で独自にやっていったところは、これを分立してやっていただけではなくて、地域の実情に合わせて、支援団体の強みに合わせて設計をしていたと思います。ところが、それが今、各必須事業、任意事業に分かれ、それぞれの事業を委託で出しているために、リファーがしにくく、いろいろと地域の実情に合っておらず、利用しづらい面があるのではないのでしょうか。

そこで、これを交付金化し、地域の実情に合わせて、それぞれの自治体が使いやすいように創意工夫してお金を裁量で使えるようにしたらどうかというのが私の1つの提案です。その際に、もちろん3つ全部やれということではなくて、例えば相談支援を中心にしてもいいと思いますし、就労準備を中心にしてもいいと思いますし、家計改善を中心にしてもいいと思います。そこは地域の実情と支援団体の実情に合わせて、地域が独自に設計できるような仕組みにしたらどうかと思います。

もう30秒しかないのであと3点短く申し上げたいと思います。

2つ目は、事業の在り方のワーキングの課題になりますので、私の担当ではないのですが、就労訓練事業がうまくいっていないのは認めざるを得ないのではないのでしょうか。これをどう活性化していくかということも議論しないといけないのではないかと思います。時間がなくなったので省きます。

3点目はICTに関してですが、これは補助金をつけることも大事だと思うのですが、実情として、ZoomですとかSNSを基本的に使えない、あるいは、かなり制限がかけられているところがあるのではないかと思います。まずこの実態を調べて、実態がどうなっているか、それを改善してからICT化を積極的に進める方向で考えないと、現実には合わなくなってくるのではないかと思います。

最後ですけれども、貸付に関して、実際のところどれくらい滞納が出ているかというのはデータがないのです。これはぜひ各都道府県社協にデータを公表していただきたい、情報公開をしていただきたいと、思っております。

以上になります。ありがとうございました。

○新保座長 どうもありがとうございました。

続きまして、谷口構成員、お願いいたします。

○谷口構成員 時間厳守のために勢いでお話をしたいと思いますが、私どもの窓口は、アウトリーチを基軸に社会的孤立に係る16事業を受託して、統合的に運営をしています。コロナ禍で過去最多の7万9000件を超える相談をお受けし、急増したのは経済困窮者だけではありませんでした。アウトリーチを要する虐待やDV、精神疾患、自殺に係る緊急相談です。特に多かったのは開設時間外、深夜から朝方にかけての相談が多くて、委託契約の範疇を超えて24時間365日体制を敷かざるを得ない状況でした。

この経験を踏まえると、コロナ禍で深刻化した孤独・孤立に係る問題への対応、これは検討の大きな柱にする必要があると考えています。ひきこもり、不登校、虐待、DV、精神疾患、自殺、本制度がどこまで受け止めることができたのか、また、各種統計では過去最多を更新しているにもかかわらず、先ほどの相談者像の変化で相談が減少した項目、その相談者は今、一体どこでどうなっているのか。他施策の相談支援状況、これはまだ行政から見えていない層の想定も踏まえて、全体で議論する必要があるのだろうと思います。

あと、縦割り突破のための具体策の検討も必要だと思います。この間も子供・若者育成支援推進大綱等、政府・国の重要な大綱とか計画が示されていますが、本制度の関連領域も含めて自治体レベルでしっかり計画等に反映できているのかどうか。また、付随する会議体であるとか支援会議等は有効に機能しているのかどうか。また、現場の負担軽減という観点からは、読み替えとか統廃合を含めた具体的な検討も必要なのではないかと感じています。

他方、煩雑化する帳票類や互換性のない相談記録システムの問題、デジタルトランスフォーメーションで合理化を図る必要があると思いますし、人員体制という観点からは10分

の10の補助金ですら自治体間格差が生まれる現状、他施策との兼ね合いであるとか連携・協働が維持できる体制になっているのかどうか、検討が必要だと思います。

また、精神医療や福祉領域とのアウトリーチとの連携の仕組み、これも検討する必要があると思いますし、ユニバーサル就労の皆さんの取組、ダイバーシティ就労といった受け皿における連携・協働の仕組み、これは重複排除ではなくて連携領域に投資する、そういった財源についての議論も、重層的支援体制整備事業以前に検討する必要があるのではないかと思います。

そのほか事業評価の仕組みであるとかプロポーザルや入札制度の問題、これは現場レベルで分断を生んでしまっている現状もありますし、その他、営利企業による情報公開請求の乱発による自治体や受託団体への業務の圧迫等、時間では語り尽くせないほど課題は山積していると思います。詳細な議論、具体的な提案は各検討班の会議で提案をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○新保座長 どうもありがとうございます。

では、続きまして、名嘉構成員、お願いいたします。

○名嘉構成員 沖縄県パーソナルサポートセンターの名嘉です。よろしくお願いします。

ふだん、パーソナルサポートセンターは現場を持っていて沖縄県内に4か所あるので、いろいろな課題だとかはもう大体皆さんがおっしゃってくれたので、自分の方向性としては現場の側からの意見であるとか、実感であるとか、現場の側からこのような方法もいけるんじゃないですかというような提案ができていけばいいなと思っています。今日は最初なので、資料を見たり、皆さんのお話を伺って考えたことを少し網羅させてください。

まず最初に、生活困窮者自立支援制度の理念に基づく実施の再確認というようなこと。何人かの方から出ていましたけれども、はざまを生まないとか、制度に横串を刺す、申請主義的ではなくてアウトリーチを取り入れた相談支援がもしかしたら変質してきていないかというようなことが課題としてあると思います。それは、例えばモデル事業自体は切り分けだとかもなく、本当にいろいろなことをあれこれアレンジしてできたということがあったのですが、予算の都合上しようがないと思うのですが、福祉事務所単位の実施になっているときに、移動する人たちの対応はどかがやるのか、情報共有をどうするのか、生活保護との連携はどうか、社協との貸付と自立相談の連携をどうするのか、住居確保の申請主義的な傾向をどうするかとか、課題というのがわっとたくさん出てきたという感じがします。

自治体ごとの運用の際に、自治体内、役所内でほかの福祉サービスと横並びの一機能になっている場合があって、制度が十分に機能していないことがもしかしたら場合によってはあるかもしれない。それで、重層的支援体制の構築ということをするときに、生活困窮者制度はコーディネート機能を発揮できる可能性があると思うのです。重層的支援体制の中核になれる可能性があると思うのですが、各自治体にそうした発想がないときには、ほ

かのサービスとの横並びになっていくというようなことだと、十分にその特質が生かされないということもあり得ると思っています。

比較的人口の少ない自治体では兼務体制が多いというのがありますから、それは職員としては業務の加重負担につながって、制度としては機能の弱体につながる場合がある。そういう話ができるればいいなと思います。

あと、すごくたくさん言いたいことがあったのですが、あつという間に3分なので、最後に1つだけ。研修も担当していて、それから自治体コンサルティングという事業も担当していて、いろいろな自治体を回ったりするのですけれども、そのときに家計改善や就労準備の任意事業を自治体のそれぞれの特質の中でどうやって実施していくかということ、そのまま制度全体に広げていくというようなことが、例えばできるのではないか。自立支援事業の実践を知っている人をそれぞれの地域に派遣するという形を取って、その地域の実情に合わせたアレンジの仕方だとか事業とか訓練、地域開拓、芽出しの仕方だとかを伝えていくというのを、言ってみればコンサルティング、研修だとかのアウトリーチという発想が1つあってもいいのかなと思いました。まとまりがないのですが、大体こういうことを考えました。

以上です。ありがとうございました。

○新保座長 どうもありがとうございます。

では、引き続き、中島構成員、お願いいたします。

○中島構成員 よろしくお願いいいたします。長野県社協の中島です。

長野県内に自立相談支援機関は25か所ありますが、「まいさぼ」という愛称により、県社協が事業本部となって、オール長野で自立相談支援に取り組んできました。私から、県内の自立相談支援機関の意見を代弁するような形、あるいは社会福祉協議会という組織、そして県的な組織といった観点から発言したいと思っています。

これまでもお話がありましたが、特例貸付につきましては、まさに私どもが実施主体ですが、様々なジレンマを抱えているところがあります。経済対策として閣議決定され、その延長が決まりました。経済対策として支援すべき業種・業態はあると思いますが、一方で社会福祉政策としてしっかり捉え直していくべきだと感じています。

今懸念していることは、生活困窮者がどこかカテゴライズされてきていないかということです。「生活困窮分野」というように重層的支援体制整備事業ではそんなくり方がされており、分野を横断して個別や世帯支援を行ってきた本制度がカテゴライズされていることに懸念を感じています。

さて、横断的検討班に私も参加させていただくのですが、改めてここの議論の中で何を横断的と考えていくのかをしっかりと捉えていきたいと思っています。分野を横断する、職種を横断する、制度もそうですし、あとは社会福祉協議会でも事業を横断し、部署も横断しなければいけない。何を横断するのかをしっかりと考えていきたいと思っています。

また個人の方の支援をしていきますので、本人のライフステージを横断する。あるいは、

個ではなくて世帯として横断する。そして個別の世帯だけではなく、地域との関わり、社会との関係でマイクロ・メゾ・マクロを横断する。あるいは県的な組織としては市町村を横断したり、自立相談支援機関同士も横断していかなければいけないかなとます。

これは総合相談の体制整備とイコールになってくるのかなと思いますので、ソーシャルワークの機能が必要であるし、その機能を発揮できる人材をしっかりと育成していくべきで、そこを議論していきたいなと思っています。よろしくお願いします。

○新保座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、藤森構成員、お願いいたします。

○藤森構成員 私は、日本福祉大学で教員をしている藤森と申します。一人暮らしの研究などをやっております、そこから孤立の問題などを調べております。昨年度、住居確保給付金などの調査もいたしましたので、私のほうから3点申し上げたいと思っています。

1点目は居住支援の強化です。2020年度、住居確保給付金の新規決定件数は13万件で、2019年度は4,000件でしたので30倍以上の増え方だったのです。コロナ禍でいかに居住が不安定になった方々、家賃を払えなくなった方々が増えているのかということを示されていると思います。住居確保給付金によって離職や休業しても従来と同じ住居に住み続けられた方は8割いましたので、一定の効果を持っていたのだろうと思います。

ただ、一方で、住居確保給付金は有期の制度ですので、支給が終了した後の受け皿というのがないので、ここをどうするかという課題が一つあると思います。

それから、今、支給期間の延長措置というのがコロナ禍で行われておりますけれども、これはコロナ禍だけではなくて、これまでだって住居が不安定な方々はいらっしゃったわけですね。特例的に行われている措置の中で、どれを恒久的な制度にするのかというところの検討は、これからしていかなければいけないのではないかと思います。

2つ目ですが、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の一体的な支援です。先ほど住居確保給付金が30倍を超えていると言いましたが、生活保護制度の受給者はコロナ禍でかなり厳しい状況だったのだけれども、それほど増えていないのです。これはなぜかという、ここを要因分析していくことは必要だと思いますが、恐らく一因としてあるのが、生活困窮者自立支援制度などの生活保護に至る前の支援が充実したということがあるのではないかと思います。この住居確保給付金もその一つで、生活保護に比べて資産要件が緩やかですし、スティグマを持ちにくいというところもあったと思います。これはよい点なのだけれども、一方で、生活保護制度をもっと入りやすく、出やすい制度にしていくということも考えなければいけないし、それがこの生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の一体的な支援につながっていくのではないかと思います。

3点目ですが、身寄り問題です。一人暮らしや未婚の方が増えている中で、これから恐らく身寄りのない方々が増えていくだろうと思います。コロナ禍で多分身寄りのない方々はかなり不安だったのではないかとともに思っています。日本はやはり家族を前提としているような支援制度が機能しているところがあると思うのですが、人生の最終段階での生活支

援をどうするのかとか、あるいは身元保証が実質的にも求められてしまっている中で、家族がいれば自動的にやってもらっているところを一体誰がやるのだと。あと、亡くなった後の死後事務をどうするかというところですね。

今、有償で身元保証などを引き受けるような民間の身元保証ビジネスもあって、結構ワンストップで使い勝手がいい反面、信頼性の担保はどうなのだというところの問題もあつたりしますので、こうしたところの身寄りのない方々が増えていく中で、人生の最終段階の支援をどうしていくのか。恐らくこれは社会的孤立の問題の一つだと思いますので、検討していく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○新保座長 どうもありがとうございます。

それでは、前嶋構成員、お願いいたします。

○前嶋構成員 社会福祉法人みなと寮、救護施設こうせいみなとの施設長をしております前嶋弘と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほどの沖縄の名嘉さんのお話の中で、また、中島さんからも制度の理念に触れるお話がありましたけれども、制度として生活困窮者支援が始まったときに、私はこれはソーシャルワークだというふうに思った記憶があります。そして、これがどのように機能しているかということを確認しながら検討を進めていくことが大事だなというふうに、今、思っているところです。

私は、これまでに知的障害者施設とか高齢の特別養護老人ホームなどいろいろなフィールドで働いてきた後、救護施設に勤めてもう22年ぐらいになりますけれども、救護施設は現場の実践に加えて、全国救護施設協議会という種別協があるのですけれども、そこで救護施設個別支援計画書というものの設計に関わらせていただいたり、あと、この仕事とは別にNPO法人の運営、これはアルコール依存症の方でそういった課題を抱えている方の自立を支援するNPOに関わったり、あとは日本社会福祉士会で社会福祉士の資格取得後の研修プログラムの企画運営などにも関わってまいりました。そうした中で幾つか申し上げたいことがございます。

私の現在のフィールドの救護施設、御承知のように施設ごとに入所者の傾向が相当に異なります。立地も様々で、制度運営はともかく傾向として一律にこのような施設ですと言いくいのが救護施設なのでけれども、私の経験でも、精神障害の方が多施設とか高齢の方がほとんどの施設、また、いろいろな理由で仕事をなくされて地域で暮らしにくくなった方、施設によって利用者の傾向は本当に様々です。ただ、いずれの施設でも共通するのは、利用者の課題が非常に重くて、ほかの施設では担い切れないような方も結構いらっしゃる。また、課題も非常に多様かつ複合的。地域への移行、さらにその定着を進めていくには、いろいろな支援策と多くの機関の連携が必要な方が多いということは言えると思います。

このような時に制度がないということも当然のようにあって、救護施設はこうしたはざ

まを様々な工夫で埋めているというのが救護の実践だろうと思います。ここは共通するところかなと思います。

表現を変えたら、救護施設というのは、地域住民にとってのセーフティネットであると同時に、制度にとってのセーフティネットであると言えると思います。これを、制度を横断したり、あるいは他機関と連携を図ってどのように組み込んでいくかということが困窮者支援の下支えとしてちょっと意味のあることではないかと考えながら、今、皆さんのお話を伺っておりました。

当地大阪では、大阪しあわせネットワークというオール大阪で社会福祉法人が既存の制度では対応できない制度のはざまの、例えば生活困窮などの支援をする仕組みが動いています。これはコミュニティソーシャルワークそのものの取組で、こうした取組から見えるものをどのように位置づけて活用していいのか、制度の在り方として実際に分析することで地域共生社会の実現に向けた動きと併せて考えていけないかと思っています。

付け加えさせていただくと、生活に困窮する個人に向けた支援の形としては、やはり個別支援というのが一つ前提になるのだろうと思っています。個別の困窮者自立支援とか就労支援を進める上でも、地域を支えるにも、さらにはその制度を補うにも、どのようなアセスメントを行うのかというのが一つ鍵になるのではないかと感じています。

クライアントに対するアセスメントというのは当然なのですが、例えば人材育成の方向性としては、これを支える人材を育成することについてもアセスメントというのは一つ大事になるのではないかと思います。

それと、ICTの活用に関しての議論もありましたけれども、国際ソーシャルワーカー連盟のグローバル倫理声明に、今回、ICTの活用に関することが盛り込まれていますので、こうしたことを検討することも必要ではないかなと思っています。

駆け足になりましたが、よろしく願いいたします。以上でございます。

○新保座長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、間海構成員、お願いいたします。

○間海構成員 私は、大阪ではなくて福井のほうの坂井の生活困窮の運営業務と生活保護の査察指導員をしております、間海と申します。私のほうもちょっと画面共有をさせていただきたいと思います。

まず、坂井市について簡単に説明したいと思います。福井県の北のほうに位置しておりまして、断崖絶壁で有名な東尋坊という観光地があり、冬場ですとカニが有名ということで、観光業を中心にコロナ禍で大変な影響があったところです。人口は大体9万人で、持ち家率が高かったり、3世代同居率が高いところで、生活保護の受給率も低いです。

コロナ禍の対応についてお話ししたいと思っていたのですが、坂井市では、福祉総合相談室という部署があって、そこで生活保護と生活困窮の業務を一体的に実施しているところです。平成29年度から地域共生のモデル事業にも取り組んできて、重層的支援体

制整備事業を今年度からスタートさせております。自立相談支援事業は同じく平成29年度から社協さんに委託させていただいているのですけれども、坂井市役所のほうに支援員さんに来ていただいて、席を並べて一緒に、これはどうしよう、ああしようというふうコミュニケーションを取りながら業務に当たってきたところです。

そんな状況でコロナ禍になったのですけれども、ほかの自治体さん同様に、坂井市においても生活困窮の相談が増えたり、貸付の相談が増えたり、住居確保の相談が激増するわけです。そんな状況の中でも坂井市が恵まれていたのは、生困事業を通じて行政と社協さんとの信頼関係ができていたということと、あと、地域共生のモデル事業を通じて多機関協働の連携体制の構築を進めていたおかげでスムーズに連携ができたといったところです。

窓口で相談者のお話を聞く中で貸付の話になるのですけれども、社協の担当の方に来ていただいたり、また逆に、社協さんで貸付の相談をした方がお金以外の支援が必要だと判断されたりすると福祉総合相談室につないでいただいて、そこから困窮だけではなくて、高齢分野だったり、障害分野だったり、子供の分野へのスムーズな連携が図れたといったところです。行政と委託事業者が一緒になって悩んで、考えて、信頼関係を構築していくというところがすごく大事だったのではないかと考えています。

私からは以上です。

○新保座長 どうもありがとうございます。

それでは、松嶋構成員、よろしく願いいたします。

○松嶋構成員 鳥取県の北栄町で勤務させていただいています松嶋といいます。よろしく願いいたします。

北栄町は、今、人口が1万4000人あまりの小さな町です。自立相談支援事業については直営でしておりまして、今、主任相談員が1名、相談支援員が1名、今年度から就労準備支援と家計支援を担当している職員が1名ということで3名体制で実施しています。

これまでの話にも出てきていましたけれども、やはり職員の兼務の状況とかもあって、1名の相談支援員が本当にあくせく1人で頑張っているような状況になっていると思います。

コロナの状況については、当初想像していたよりもさほど影響が出ていない状況だと思っています。生活保護の申請には至らないのですけれども、困窮の相談もそれほど増えなかったと思っています。実際に総合支援資金を複数回借入れされた方も15件弱の件数にとどまっている状況になっています。ただ、そうは言ってもコロナの対応をしている中で、個別相談とか個別支援の重要性を改めて認識しました。途中の話の中でも出ていましたけれども、総合支援資金の利用者の方も、貸付を受けることだけを目的に窓口に来られるとか、自立支援プランをしっかりと立てられていない人が10名程度いらっしゃったりしますし、なかなか利用者の方と相談支援員、支援者側の思いが一致していないという部分もありました。

やはり資金の貸付や、給付を急いだという対応になってしまっていて、対象者の方と生活状況の見直しだとか、見通しやこれからの改善に向けた話し合いを十分できなかったというところ

ころが反省としては挙がっています。相談支援の部局で関わっているにもかかわらず、個別支援が十分に行えていないということはすごく課題として感じていますし、すごく反省しているような状況です。実際には、貸付だとか給付の相談に来られた時点で相談支援は始まっているはずなのに、なかなか個人の状況や生活に寄り添った支援になっていない。あと、伴走支援の在り方。そういう意味では再検証する、個々の生活状況に応じた個別支援の体制を改めて組み立て直す必要があるのではないかなということを感じたところです。

2つ目としては、専門性やスキルの問題を私も感じています。コロナの影響にかかわらず、十分なノウハウだとか専門性が十分に確立できていないなということを感じています。先ほどの就労準備・家計支援についても、委託先の確保が困難になって、今年度から直営になりました。困窮の相談支援をしている中では、孤立の問題だとかつながりの難しさ、コミュニケーションの難しさを抱えておられるケースがたくさんありますので、やはりそういった意味で専門性をしっかり確保していく必要があるなと思いますし、もうちょっと生活だとか社会とのつながり、生活の変化みたいなところをしっかりと丁寧にみて、実践していくようなこと、そこを評価していくようなことが今まで以上に必要になってくるのではないかなと感じています。

また、実施方法の体系化についても課題を感じています。潜在化している対象者をどうやって把握するかということもありますけれども、相談支援員だけが全てを担うことは難しいと思いますので、何か既存の機関だとか事業との連携だとか連動みたいなものもしっかり改めて機能させていくような形をつくっていく必要があると思いますし、自治体の状況に応じてブラッシュアップしていくような方法を具体的に検討していく必要があるだろうなと思います。

北栄町も重層事業を今年度からスタートしていますので、この重層事業の実施計画をつくっていく中においても、困窮対策について具体的に個別のアクションプランみたいなものを自治体としてもしっかり検討していく必要性があるなと感じています。

以上になります。

○新保座長 どうもありがとうございました。

以上で皆様からのお話をいただくことができました。本当に限られた時間の中でお話をいただきまして、ありがとうございました。それぞれのお話が大変示唆に富むものであったと思います。

今日は私も初めて御一緒させていただく方もいらっしゃる事が分かりまして、私も簡単に自己紹介だけさせていただきたいと思います。

私は、高齢者施設とか福祉事務所での実務経験を経て、今は今の職場で公的扶助論というものを専門としながら、生活保護受給者や生活困窮者の支援の在り方、それから人材養成について関心を持って皆様と一緒に学ばせていただいています。

社会福祉の領域では、様々な審議会やこういう検討会、ワーキングが行われているのですけれども、私が考えるところ、生活保護や生活困窮者支援においての特徴は、この場に

当事者がなかなか参加できないということなのです。審議会とかの中には、本当に当事者がとても多く参加されているような場もあるのです。このことは、やはり当事者であることを明かすことが極めて難しいという現状が影響しているものと考えています。今回も当事者としての経験を持つ方とこの場で御一緒することはできないのですけれども、多くの皆様から御発言がありましたように、この制度の理念として、生活困窮者の尊厳の保持ということが掲げられています。皆様と一緒に議論を進めていく中で、常に当事者の置かれている状況や思いに心を傾けたり、それから、当事者の声を直接聞いていらっしゃる皆様、状況に触れていらっしゃる皆様がたくさんいらっしゃいますので、常にここに当事者の方が一緒にいるという思いで、これからの議論を進めていくことができればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

それでは、皆様からお話をいただきまして、ここで、それぞれのお話を聞かれて新たに質問とか御意見がある構成員の方、よろしければボタンを押して挙手をお願いできればと思います。時間に限りがあるので、もし発言されたい方がいらっしゃいましたら、今、全員手を挙げてみていただけますか。

林構成員、間海構成員、垣田構成員、村木構成員、名嘉構成員。

そうしましたら、大変申し訳ありません、今押したかった方がいたかもしれませんけれども、今の5人の構成員の方から順番にお話しいただきたいと思います。ただ、時間の関係で、本当に一、二分の中でお話しいただければと思います。タイマーはかけませんので、よろしくお願いいたします。

では、林構成員からお願いいたします。

○林構成員 ありがとうございます。

これは感想といいますか、皆様のお話をお伺いしてなのですけれども、対象者の狭窄という話が1つ出たのと、もう一つ、適正人員の問題というのが出ました。ここは現場レベルで言うと実はかなり密接していて、人員が少なければ、当然限られたリソースの中でどうやって対応するかということになるので、結果的に対象者を狭窄してしまう、トリアージのような状況、優先順位をつけるというようなことが起こりますので、それが起こっている可能性があると思います。我々の現場でもそういった部分は少なからずあるかなと思っております。そういった中で課題になってくるのは、理念に基づいた実践が可能となるような体制の再整備というのが今回の大きなテーマになるのだろうと、そんなふう感じた次第です。

以上です。

○新保座長 ありがとうございます。

では、続きまして、間海構成員、お願いします。

○間海構成員 先ほど画面共有を失敗してしまって、どきどきしてしまってしゃべれなかったもので、先ほどの話の補足ということでお話しさせていただきたいと思います。

コロナ禍でいろいろな方が貸付に行かれたと思うのですが、貸付に来られる方が、これまで全然生活困窮とかとは無縁だった人というのも結構いらっしやっただかなということで、貸付からいろいろな相談を聞いて、改めて、高齢だったり、障害だったり、子供だったり、そういう分野への支援が必要ということが洗い出されたところで、困窮制度がハブとなって、そこから支援につながったということがあったかなと思いますということと言えなかったので、言いました。ごめんなさい。

○新保座長 ありがとうございます。

では、続きまして、垣田構成員、お願いいたします。

○垣田構成員 お時間ありがとうございます。

先ほどありました支援の内容に関して、コロナ後に、自営業などのような働き方をされている相談者の割合が高まっているということを各地でお聞きします。その際に、現場で支援に当たられている方からお聞きするのは、雇用労働を想定した就労支援についてはある程度の支援の経験がおありでも、自営業の立て直しとか資金繰りなどの面の助言や相談が非常に難しいという声です。その点では、先ほど皆さんが議論されていた支援者のトレーニングやスーパーバイズをどうするかということにも関わる論点として、無視できない課題かなと思って伺っておりました。

以上です。

○新保座長 どうもありがとうございます。

続きまして、名嘉構成員、お願いいたします。

○名嘉構成員 お話を聞いていて適正人員という話があって、そのときに、とりわけ自立が割と受け身になる。来た人をとにかく断らないで受けていって、年間何千件にもなったりするということが一つあるのと、あと、先ほどお話があったように、都市部とそうではないところだと1件当たりの手間暇、片道1時間半かかって、それだけで半日かかってしまうというようなところと、皆さんがどんどん来所するというところだと、やはり質が違うというところがあるので、そういうところも考慮してこれから議論が進んでいくといいなと思いましたし、いろいろなことで地域資源、社会資源、企業開拓だとかというのは割とノウハウも必要ですし、自前だとなかなかそれはできにくいところもあるので、あればそれを使っていくのだけれども、なければつくるのですが、割とそれだけだとしんどいので、既にあるところにつながっていくとか、あるところからノウハウを導入するというような、他力本願な発想も大事かなと思いました。

最後に1つ教えてほしいのですが、堺市の守屋さんのところ、83万人を支援員10人で担当していて、令和2年度が1万2000件を超えている。えっ、大丈夫でしたかというふうに思ってしまって、何か聞かせていただければと思いました。

以上です。

○新保座長 ありがとうございます。

では、今、簡単にお答えできますか。

○守屋構成員 御質問ありがとうございます。拠点は1か所でやっています。ただ、もともと政令指定都市で7区の行政区がありますので、そこに福祉事務所があります。そこにはもともと巡回相談という形で、そこに行く格好でやっていたので、そこをアウトリーチ拠点にして、さらに地域の民生委員活動であるとか、子供食堂とか、そういった地域のエリアに対して入っていくような立てつけをやっていたというのがあって、この6年間でかなりそれが成熟した中でのコロナだったので、去年1年間は巡回相談はほぼできず、これも社協で両方やっているので、貸付の総合支援資金の延長のときと再貸付のときの状況確認シートを自立相談支援機関がチェックせよというところが出てきたので、それに本当に忙殺されていたところがあって、その1万何件というのはほぼほぼそれです。それに対応しながらというところでは。

ただ、貸付が終わった後、貸した後にちゃんと追いかけるというようなことを社協の中で連携しながらやっていくと、そこを重要視してやっていけたらなと思っています。

御質問ありがとうございます。大変ですけれども、頑張っていますので、予算的なことも好転すればいいかなと思っています。これからもよろしくお願いします。

○名嘉構成員 ありがとうございます。

○新保座長 守屋構成員、名嘉構成員、ありがとうございます。

それでは、村木構成員、お願いいたします。

○村木構成員 ありがとうございます。

先ほど、ハブとしての機能をもう少し明確にしていただければというふうにお話をさせていただいて、ちょっと補足をさせていただければなと思います。鳥取県の松嶋さんのおっしゃっている感覚、コロナでの自立相談支援が実はそこまでなかったというのは、私どもの町でも実際のところ、そのような感覚は結構似ております。もともとあったセーフティネット、例えば生保のほう、もしくは子ども・子育てのほう、ひきこもりの方の情報、そこから直接来て、そしてそれを自立相談支援機関につなげるということもかなり今回ありましたので、資料3の34枚目にある連携をどう取るかというところの中で、まさに自立相談支援事業所が窓口であり、そしてハブになるというようなことは必要なことではないかなということで、補足をさせていただきます。ありがとうございます。

○新保座長 村木構成員、どうもありがとうございます。

それでは、まだまだ議論も尽きないところなのですけれども、ここで今日の皆様からの御意見などを踏まえて、唐木室長より少しお話をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○唐木室長 困窮室長の唐木でございます。

皆様からは本当に多岐にわたる御提言、御質問などをいただきました。コロナ禍における困窮制度の対応はいろいろなところを浮き彫りにしたというようなことを痛感する形になっていまして、これをどういう形で論点整理としてまとめて見直しにつなげていくか、どういうふうに取りまとめていくかという責任の重大さを実感しております。

コロナで困窮制度がなかったリーマンショックのときと比べると、これが機能したという形での一定の評価はいただいているところでありますけれども、その一方で、皆様からお話しいただいたように、理念の再確認が必要ではないかとか、対象者が狭窄している中で狭く定義する形になっていないかとか、また、生活困窮という幅広く困窮者の方を支援する制度が、属性別の一制度というような形になってはいないかというような御提言、状況確認ですけれども、そういった部分についてはぜひ何らかの形での見直しをして、もともとの理念であったり、もともと目指していたものが再度実現できるような対応を取っていかねばいけないなと思っているところです。

人が人を支援するという制度がこの生活困窮者自立支援制度でありますので、相談支援に重きを置くというのは間違いのないところでありますけれども、今回、コロナの対応で経済支援策をやったがために、それはそれで非常に重要な仕組みではあったわけですが、そういった個別支援のところまで十分に手が回らないような形になってしまったのではないかとか、また、多種多様な連携をしなければならないのだけれども、資源開拓とか地域づくりといったところまではなかなか厳しい部分があったのではないかとか、そのような状況のところをしっかりと洗い出した上で、どういう形で改善を図っていくかということを突き詰めていきたいと思っております。

いただいた部分については宿題という形で、どういった資料が出せるかなど、次回以降整理した上で提示させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○新保座長 唐木室長、どうもありがとうございました。

本日の議事はここまでにさせていただきたいと思えます。

それでは、事務局からお願いいたします。

○唐木室長 議論も尽きないようではありますが、予定の時間となりましたので、ここで本日の議事については終了とさせていただきます。

最後に、今後の開催予定について、事務局から連絡いたします。

今後の開催予定につきましては、12月3日金曜日に横断的課題検討班、12月20日月曜日に各事業の在り方検討班をオンラインで開催する予定です。構成員の皆様方におかれましては、引き続きよろしくお願いいたします。

○新保座長 ありがとうございます。

年内まだ各検討班による検討が続いてまいります。ぜひ今日のワーキングから始まりまして、皆様の意見、お力を寄せ合いながら進めてまいれたらと思えます。

それでは、これからの検討がよりよく進むことを願ひまして、今日は拍手をもって閉会としたいと思います。皆様、どうもありがとうございました。（拍手）